

◎新潟県公安委員会告示第91号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月18日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良 人

1 検定の種別及び級

雑踏警備業務（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第3号に規定する警備業務をいう。）に係る同規則第4条に規定する2級の検定

2 実施日時

(1) 学科試験

令和7年10月21日（火）午前10時から正午まで

(2) 実技試験

令和7年11月1日（土）午前10時から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

(2) 実技試験

新潟県新潟市西区小新西2丁目21番1号

新潟県警察学校

4 受検資格

(1) 新潟県内に住所を有する者

(2) 新潟県外に住所を有する者で新潟県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

5 定員

20人

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

7 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 検定の申込手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和7年10月6日（月）及び同月7日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 検定申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により検定申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年10月14日（火）及び同月15日（水）の各日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

提出書類は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める警察署の生活安全課に提出すること。

(7) 新潟県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

(4) 県外在住警備員

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 提出書類

検定申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

(7) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(4) 新潟県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の表面の写し等）

(4) 県外在住警備員にあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は、認めない。

(3) 検定手数料

ア 金額

13,000円

イ 納付方法

キャッシュレス決済又は現金決済により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、還付しない。

(4) 受検票の交付

受検票は、試験実施日に交付する。

9 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110（代表）